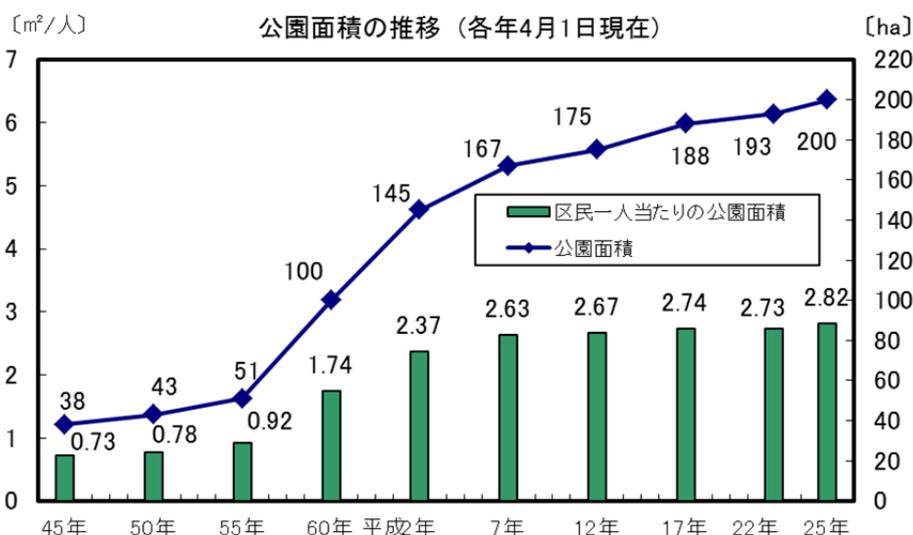


第4項 身近なみどりの創造と再生

日常生活における潤いのある環境をつくるために、地域で身近なみどりの核となる街区公園の整備、生け垣化などの推進、道路や河川、駅前や公共施設などの緑化に取り組んでいます。

(1) 公園整備

区内の公園、緑地や児童遊園などは、平成25年4月1日現在、都立公園4園を含め647園あり、その面積の合計は、2,004,263.80㎡です。区民一人当たりの公園面積は2.82㎡で、昭和45年に比べると3.9倍になっています。



練馬区立都市公園条例では、区民一人当たりの都市公園の標準面積を5㎡と定めています。また、「練馬区みどりの基本計画」では、区民一人当たりの公園面積(児童遊園を含む)の目標値を6㎡としています。今後も目標の達成を目指し、地域の特性を考慮した安心して楽しめる公園整備を進めていきます。

(2) 地域の緑化

学校緑化

区立の小・中学校は、教育の場であるとともに、地域社会のかけがえのない空間です。区では、みどり豊かな学校をつくることを目的に校庭の芝生化、みどりのカーテン、屋上緑化を進めています。

これまでに区立の小・中学校99校のうち、32校で校庭の芝生化を、45校でみどりのカーテン等を、11校で屋上緑化を行いました。

みどりの協定

残されたみどりの保護と失われたみどりの回復を図るために、一定の地域の区民と区が協定を結び地域の緑化を進めています。平成25年3月末現在、17地域で協定が結ばれており、区から配布した苗木による緑化と地域住民による美化が行われています。

生け垣化助成の推進

みどり豊かな環境をつくと同時に、震災時の安全確保のために「生け垣化助成制度」を実施しています。

住宅の道路に面した部分を対象として、新たに生け垣を設置したり病虫害被害による植え替え、ブロック塀などを生け垣に造りかえる際に工事費の一部助成を行い、生け垣化を促進しています。平成 24 年度は 381.7m（27 件）に助成しました。

屋上緑化助成の推進

都市環境の改善、生活環境の向上を図り、みどり豊かで潤いのあるまちなみを形成することを目的として「屋上緑化助成制度」を実施しています。

人の出入りおよび利用が可能な建築物の屋上に緑化区画を設けて樹木等を植栽する際に工事費の一部を助成しています。平成 24 年度は 113.55 m²（5 件）に助成しました。

壁面緑化助成の推進

都市環境の改善、生活環境の向上を図り、みどり豊かで潤いのあるまちなみを形成することを目的として「壁面緑化助成制度」を実施しています。

多年生のつる性植物を植栽して建築物の壁面を覆う際に、工事費の一部を助成しています。

沿道緑化助成の推進

都市環境の改善、生活環境の向上を図り、みどり豊かで潤いのあるまちなみを形成することを目的として「沿道緑化助成制度」を実施しています。

住宅の道路に面した部分を対象として、緑化した部分の工事費の一部を助成しています。平成 24 年度は 109.9 m²（10 件）に助成しました。

出生苗木配付

出生の記念として、申し込みのあった方へ苗木を配付し、緑化の推進および啓発を図っています。平成 24 年度は春と秋に行い、1,681 本の苗木を配布しました。

緑化計画の事前協議

区内で開発行為や建築行為を行うときは、その規模に応じてみどりを確保するため、緑化に関する事前協議をしなければなりません。平成 24 年度は 631 件の緑化計画の事前協議がありました。